

第1 審査会の結論

山梨県知事（以下「実施機関」という。）が、平成25年7月9日付けで行った行政文書一部開示決定処分は妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

1 行政文書の開示請求

異議申立人（以下「申立人」という。）は、山梨県情報公開条例（平成11年山梨県条例第54号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、実施機関に対し、平成25年6月24日付けで「市 株式会社 工場開発許可に係る書類一式（申請から許可まで）」の開示請求（以下「本件請求」という。）をした。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件請求の対象となる行政文書として、「株式会社による市字、字の都市計画法第29条に基づく開発行為許可申請書（平成年月日受付、中北建第号）」（以下「本件文書」という。）及び「株式会社、市字、字の開発行為許可書（平成年月日付け中北建第号）」を特定したうえで、条例第12条第1項の規定に基づき行政文書一部開示決定処分を行い（以下「本件処分」という。）、平成25年7月9日付け中北建第6580号-3をもって申立人に通知した。

3 異議申立て

申立人は、実施機関に対し、平成25年8月13日付けで行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき異議を申し立てた。

第3 異議申立ての趣旨及び理由

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件文書の添付書類に記載の次の部分（以下「不開示部分」という。）に係る本件処分を取り消す決定を求めるものである。

- (1) 「境界未確定部分について」の8～14行目（以下「不開示部分(1)」という。）
- (2) 「立会証明書」の隣接地番、河川管理者を除く住所、氏名、印影（以下「不開示部分(2)」という。）

2 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 不開示部分(1)について、申立人は当該境界の隣地を所有する有限会社代表取締役で、境界確定について法律上利害関係を有する者であり境界未確定のまま開発行為許可申請を実施した開発者による山梨県知事への説明について、その内容を知る権利がある。また、不開示部分(1)に記載されている個人情報、申立人本人の権利に関する情報であるため、不開示とすることは許されない。
- (2) 不開示部分(2)には、申立人または有限会社 代表の署名捺印がされていないことから、その当該情報について申立人についての個人情報が含まれていることを理由として不開示とする理由は一切ない。このことについては、最高裁平成13年12月18日第三小法廷判決が認めているところである。
- また、隣接所有者はすべて公図及び不動産登記により判明するものであり、開示することにより個人の権利利益を侵害することはありえないので不開示とする必要はない。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が不開示理由説明書で説明している内容は、おおむね次のとおりである。

1 境界確認について

山梨県「開発許可等の手引き」の開発許可申請書作成要領により、隣接者、周辺住民との調整に関する図書として、隣接者、周辺住民への事業説明の経過及びその状況の分かるもの 隣接者と開発区域との境界に問題のないこと、が確認できるものを求めている。 の両方を満たす書類として同意書でも良いものとしている。

境界確認は、開発区域及び面積を確定するために実施されるが、隣接地の境界をめぐる争いがある場合であっても、境界確定書の添付まで要求せず、境界に係る紛争を含めよう開発区域を後退させればよいこととしている。

2 不開示部分の内容

不開示部分(1)の前段は、個人の隣接土地所有者に係る所有地番、氏名及び境界への同意の有無並びにその経緯が記載されており、後段には、個人及び法人の隣接土地所有者に係るそれぞれの所有地番及び氏名、名称が記載されたうえで、一括して境界確認の有無が記載されている。

不開示部分(2)を含む「立会証明書」は、隣接土地所有者が、開発区域と自己所有地との境界について異議なく確認したことを証明するために、署名捺印した書類である。不開示部分(2)は、このうち、山梨県以外の隣接土地所有者に係る隣接地番、住所及び氏名の各欄の記述並びに個人印の印影である。

3 条例第8条第1号本文の該当性

不開示部分は、隣接土地所有者の境界同意の有無が明らかになる情報であり、

当該情報に含まれる氏名、住所その他の記述等により特定の個人が識別することができるもの又は、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものである。

また、個人の土地所有者に係る境界への同意の有無は、個人の内心に関する情報であり、条例第8条第1号ただし書きイ、ロ、ハのいずれにも該当しないものである。

なお、法人に係る氏名、住所、隣接地番についても、これを開示した場合、当該情報と登記簿及び不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条に定められた地図と照合することにより、同一文書に記載された個人を識別することができるものである。

第5 審査会が認定した事実及び判断

1 審査会が認定した事実

(1) 不開示部分(1)について

不開示部分(1)の前段には、特定個人の隣接土地所有者に係る所有地番、氏名及び境界確認の有無並びにその経緯が、後段には、複数の個人及び法人の隣接土地所有者に係るそれぞれの所有地番及び氏名、名称が記録されたうえで、一括して境界確認の有無が記録されている。

なお、不開示部分(1)の直前には、特定法人が所有する隣接地との境界について未確定となっている旨が、その経緯と共に記録されており、当該部分は公開されている。

(2) 不開示部分(2)について

不開示部分(2)を含む「立会証明書」は、開発区域との境界について異議なく確認した隣接土地所有者が、所定の欄に自己所有地の隣接地番を記入し、署名捺印した書類であり、開発区域内の土地所有を同じくする画地毎に1葉として作成されている。

不開示部分(2)は、このうち、山梨県以外の個人又は、法人である隣接土地所有者に係る隣接地番、住所及び氏名の各欄の記述並びに押印欄に捺印された個人印の印影である。

2 審査会の判断

(1) 条例第8条第1号の趣旨

個人に関する情報を保護する目的は、個人の正当な権利利益の保護であり、その中心部分はいわゆるプライバシーである。しかしながら、プライバシーの具体的な内容は、法的にも社会通念上も必ずしも明確ではないことから、条例では、個人の権利利益の保護を十分に図るため、特定の個人を識別できる情報は、原則として不開示とする方式（個人識別型）を採用している。

ただし、個人識別型を採用した結果、本来保護する必要性のない情報等も含まれることになることから、不開示情報から除かれるべき情報として「イ 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予

定されている情報」、「口 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」及び「ハ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」を、ただし書の中に限定列挙している。

(2) 条例第 8 条第 1 号の該当性

ア 個人に関する部分について

不開示部分のうち、個人の隣接土地所有者に係る部分は、当該土地所有者の氏名等と共に開発地に対する境界確認の有無又はその経緯に関する情報が記載されており、以下のように条例第 8 条第 1 号に規定する「個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができる情報（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」に該当する。

まず、不開示部分(1)は、単に隣接土地の所有者が誰であるかという情報ではなく、1(1)のとおり、当該所有者のうち誰が境界確認をし、誰がしていないかが明らかとなる情報であり、特定の個人を識別することができる情報に該当する。

また、本件不開示部分(2)についても、境界確認をした個人の情報であると同時に、公図、登記簿及び本件処分により既に開示された他の情報と組み合わせることで、誰が境界確認をしていないかが明らかになる情報であり、特定の個人を識別することができる情報に該当する。

なお、申立人は、「隣接土地の所有者は、すべて公図及び不動産登記により判明するものであり、開示することにより個人の権利利益を侵害することはありえないので不開示とする必要はない」とし、本件不開示部分は条例第 8 条第 1 号ただし書きイに該当する旨主張しているものと考えられる。

しかしながら、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）、同法施行令及び規則並びに実施機関の許可基準によると、同法第 29 条に基づく開発行為許可にあたり、行政指導として隣接地についての境界同意書の添付を求めているものの、隣接土地所有者全員の境界確認は、法律の許可要件ではない。このことから、開発許可申請にあっては、不許可となった場合は格別、仮に許可になったとしても、必ずしも開発地の隣接土地所有者の全員が境界を確認しているということにはならない。

したがって、不開示部分に記録された個人の隣接土地所有者に関する情報は、法律の規定により又は慣行により公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められないことから、条例第 8 条第 1 号ただし書きイに規定する不開示情報から除かれるべき情報には当たらないものである。

イ 法人に関する部分について

不開示部分のうち、法人の隣接土地所有者に係る部分についても、これを開示した場合、公図、不動産登記簿及び本件処分により開示された他の情報と照合することにより、アの個人の隣接土地所有者に関する不

開示情報が明らかになることから、個人に関する情報に該当し、アと同じく、条例第8条第1号ただし書イに該当しないものと認められる。

(3) 本人情報の開示請求について

申立人は、不開示部分に記載された情報について利害関係を有する者であり、その内容を知る権利があると主張する。

しかし、条例は、「何人も、実施機関に対し、行政文書の開示を請求することができる。」と規定して請求者を何ら区別することなく行政文書の開示を請求する権利を付与しており、第8条及び第9条に規定する開示・不開示の基準においても、請求者が本人である場合について特則を設けず、個人情報への本人開示に不可欠な本人確認の手続も定めていない。

これらのことからすると、条例に基づく行政文書開示制度においては、請求者が誰であるか、開示請求に係る行政文書に記載されている情報について利害関係を有しているかどうかなどの個別事情によって、開示・不開示等の決定内容に差異を設けることはできないのであり、その開示請求に係る行政文書が申立人の権利に関する情報を記録したものであるからといって、他の請求者と異なる開示決定を行うことはできない。

また、申立人は、最高裁平成13年12月18日第三小法廷判決（平成9年(行ツ)第21号）を引用し、本件不開示部分には、申立人本人についての情報が記載されているはずであることから、不開示とする理由はないと主張する。

しかし、同判決は、「個人情報保護制度が採用されていない状況の下において」自己の個人情報の開示請求の場合など、これを開示しても当該個人の権利利益を害さないことが明らかなきときは、個人に関する情報であることを理由に請求を拒否することはできないと解するのが、条例の合理的な解釈というべきであると判示したものであり、山梨県個人情報保護条例（平成17年条例第15号）が施行されている本県においては、不開示部分に記載されている情報が自己の個人情報であるといった個別事情によって開示決定等の結論に影響を及ぼすものではない。

3 結論

以上のことから、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

審 査 の 経 過

年 月 日	審 議 事 項
平成 2 5 年 8 月 2 9 日	諮問
平成 2 5 年 9 月 1 9 日	実施機関から不開示理由説明書を受理
平成 2 5 年 1 2 月 1 2 日	審議
平成 2 6 年 2 月 3 日	審議

山 梨 県 情 報 公 開 審 査 会 委 員

氏 名	役 職 名	備 考
勝 良三	元代表監査委員	
野村 千佳子	山梨学院大学経営情報学部教授	
水上 浩一	弁護士	会 長
三好 規正	山梨学院大学法科大学院教授	会長代理
八巻 佐知子	弁護士	